

水の都大垣ふるさと応援寄附金に係る返礼品選定要領

1 目 的

ふるさと納税による本市への寄附増加と、市の特産品等のPRを適切に推進するため、水の都大垣ふるさと応援寄附金事務取扱要綱（平成20年10月1日制定）第5条に定める謝礼品（返礼品）の選定及びその募集に関して、必要な事項を定める。

2 返礼品提供事業者の要件

返礼品を提供する事業者（以下、「事業者」という。）は、原則として、次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 市内に事業所や工場等を有していること。ただし、市内で生産された製品又は市内で生産された原材料等を用いた製品を販売している場合は、この限りではない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適切に管理し取り扱うことができること。
- (5) 市が指定するふるさと納税管理システム、もしくはファクシミリを利用し、返礼品の出荷依頼の受付け、配送データの管理等が行える環境が整っていること。
- (6) 自社ホームページ等にふるさと納税サイトへのリンクバナーを設置するほか、返礼品発送時に市の魅力発信につながる販促品等を同封するなど、ふるさと納税のPRに積極的に協力できること。
- (7) 上記のほか、市が示す条件に適合すること。

3 返礼品の要件

返礼品は、原則として、次の要件をすべて満たす物品や体験型サービスとする。

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準をはじめ、その他総務省や岐阜県が示す基準等に適合するものであること。
- (2) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法など、商品等に関する関係法令を遵守し、品質等の管理が徹底されているものであること。

- (3) 市の魅力を感じていただけるもので、市のPRや地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (4) 品質及び数量の面で安定供給が見込め、発注後、速やかに配送できるものであること。ただし、人気のある返礼品については、発注から配送までの期間として3か月間を許容範囲とするもの。なお、その際は、必ず市に報告をすること。また、あらかじめ期間や数量を限定して供給するものも可とする。
- (5) 食品については、返礼品の発送日から賞味期限等までに一定以上の期間を有しているものであること。ただし、要冷蔵でかつ賞味期限等が短いものについてはこの限りではないが、配送日時の調整を必ず寄附者で行うよう努めることを条件とする。
- (6) 体験型サービスについては、次に要件をすべて満たすこと。
 - ① 市内の主とした体験型サービスが提供されること。
 - ② 市内の地域資源を利用していること。
 - ③ 寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かるサービス利用券を発行し、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
 - ④ サービス提供に係る業務の全てを第三者に委託しないこと。
 - ⑤ 天候等の理由によりサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定するか、同額程度の代替品を提供すること。
 - ⑥ 安全性の配慮に努めること。

4 返礼品の価格、送料等

市が事業者に対して負担する返礼品の価格及び送料は、次のとおりとする。

- (1) 返礼品の価格は、包装・梱包料並びに消費税及び地方消費税を含むものとし、通常の店頭等で販売している価格と大きな乖離がないように設定すること。ただし、大きな乖離に合理的な理由があると市が認める場合は、この限りではない。
- (2) 返礼品の発送に係る送料は、原則、事業者が負担する配送料金の実費相当額とする。なお、送料は最小限となるよう努めること。
- (3) 返礼品の発送については、返礼品の配送状況が確認できる配送サービスを利用すること。

5 事業者及び返礼品の応募及び選定手順

事業者及び返礼品の応募及び選定については、次の手順で行う。

- (1) 事業者の応募及び選定手順
 - ① 返礼品の提供を希望する事業者は、別紙様式第1号「水の都大垣ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書」を市に提出する。

- ② 市は、提出された申請書をもとに、要件の適合有無や事業者の活動状況等を鑑み、総合的に審査したうえで登録の可否を決定する。なお、審査にあたっては、申請書の内容等について事業者に詳細な確認を行う場合がある。
- ③ 申請の可否については、申請者に文書で通知する。
- ④ 登録可となった事業者については、別途、市及び観光協会と「大垣市ふるさと納税の返礼品の取り扱いに係る覚書」を締結する。
- (2) 返礼品の応募及び選定手順
 - ① 事業者は、別紙様式第2号「水の都大垣ふるさと応援寄附金返礼品登録申請書」を市に提出する。なお、返礼品が加工品の場合は、製造工程を必ず記載すること。
 - ② 要件の適合有無や価格の妥当性等を鑑み、総合的に審査したうえで、国（総務省）へ報告し、承諾後、登録の決定とする。
 - ③ 登録可となった返礼品については、ふるさと納税サイトへの掲載を行う。掲載に係る事務処理については、次項で定める。
 - ④ 登録不可となった場合は、事業者に文書で通知する。
 - ⑤ 返礼品が食品の場合、事業者は、発送時と同様の状態で当該返礼品を市に提示すること。なお、提示については、ふるさと納税サイトへの掲載前とし、その費用が発生する場合は事業者負担とする。
 - ⑥ 返礼品においては、地場産品基準や食品表示法等において遵守すべき事項が記載された書類の整備や保存をすること。
 - ⑦ 返礼品に疑義が生じた場合は、市の現地調査等に速やかに応じること。

6 ふるさと納税サイト等への掲載

登録可となった返礼品の掲載に係る事務処理等については、次のとおりとする。

- (1) 掲載登録については、市が行う。ただし、一部のふるさと納税サイトについては、事業者が行うことも可とするが、掲載開始については、市の承認を受けて行うこととする。
- (2) 返礼品に係る画像及び説明文については、原則、事業者が作成し、市へ提供する。
- (3) 事業者において画像等の作成が困難である場合は、事業者の希望に応じて、市が代わりに作成することができるものとする。なお、その場合は、市職員が事業者のもとを訪問し、取材及び撮影等を行うことがある。
- (4) 画像の使用及び加工、説明文の内容編集、レイアウトなど、掲載の詳細な内容については、市が決定する。
- (5) 返礼品の価格変更及び掲載写真等の変更が必要な場合は、変更開始前

の1か月前までに市に報告すること。

7 その他留意事項

- (1) 事業者は、返礼品に関する全責任を負うこととし、発送の遅延、販売の中止、品質及び発送・提供過程での事故等の問題が発生した場合は、速やかに、寄附者への対応を行い、市へ報告すること。
- (2) 事業者は、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合、真摯な対応と解決に努め、内容を速やかに市へ報告すること。
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、返礼品の再送などの対応が生じた場合の費用負担は次のとおりとする。
 - ① 事業者側に責任がある場合は、事業者が負担する。
 - ② 配送業者に責任がある場合は、原則、事業者が配送業者に負担を求めることとする。
 - ③ 責任の所在が不明瞭な場合は、市と事業者で協議して決定する。
- (4) 事業者の責に帰すべき事由により、市と寄附者に損害を及ぼしたときは、事業者の負担においてそれを賠償することとする。
- (5) 返礼品に対し必要となる寄附金額の設定については、返礼品価格が寄附金額に対し3割以内となるよう、市が決定する。
- (6) 返礼品の発送時に得た個人情報については、発送以外の目的では使用せず、適切な取扱いに十分留意すること。
- (7) ふるさと納税制度や返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更することがある。
- (8) 次のいずれかに該当した場合は、返礼品の掲載を終了する。
 - ① 本要領2及び3に定める要件に適合しなくなった場合
 - ② ①のほか、本要領の規定に適合しない行為があり、市からの改善要請に応じない場合
 - ③ 提出書類に虚偽や産地偽造が判明した場合
 - ④ 合理的な理由なく、市からの返礼品の情報提供要請に応じない場合
 - ⑤ 市に損害を及ぼす行為があった場合
 - ⑥ 事業者が倒産した場合
- (8) その他、本要領に定めのない事項については、市と事業者で協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月27日から施行する。